

特例対象被保険者等申告書

(非自発的失業)

令和 年 月 日

(宛先) 鶴ヶ島市長

住 所

世帯主氏名

印

個人番号

電話番号

()

地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当するので、鶴ヶ島市国民健康保険税条例第20条の2第1項の規定により申告します。

| | | | | |
|-------------|-----------|---------|----------------------|----------------|
| 該 当 者 | 氏 名 | 性 別 | 個 人 番 号 | 生 年 月 日 |
| | | 男・女 | | 昭和・平成 年 月 日 |
| | 離 職 年 月 日 | 離 職 理 由 | | |
| | 年 月 日 | コード | 11・12・21 22・31・32 | 23・33・34 |
| | | | 【特定受給資格者】 | 【特定理由離職者】 |

【添付書類】

雇用保険受給資格者証 (写し)

| | | |
|------|------|-------|
| 個人番号 | 世帯番号 | 受付担当者 |
|------|------|-------|

〈市確認欄〉

国保資格 有

年齢要件 離職日時点で65歳未満であること。

離職理由 特定受給資格該当 ・ 特定理由離職該当

↳雇用保険受給資格者証[12欄]により確認

離職日 H21.3.31以降であること。

申告期間 申告日が離職日から2年以内であること。

| | |
|----------|--|
| 電算入力済 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 確認済 | |
| 令和 年 月 日 | |

注・特例対象被保険者の適用期間は、離職日の翌日が属する月から、その翌年度末までとなります。ただし、社会保険加入などにより途中で国保資格を喪失した場合には、その喪失日の前月までとなります。

・雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。